# 特定非営利活動法人 チャイルド・リソース・センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人チャイルド・リソース・センター(略称 CRC)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪市 に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、すべての子どもが自分の命の輝きに気づけるような「いのちの

学びの場」、すべての親が子育てをしている自分に自信を持てるような「親の学びの場」、また、これらの子どもや家族に関わっている「支援者同士が繋がってよりよい支援を生み出す場」を行政やコミュニティと連携・協働しながら創出し、誰もがその人らしく生きることができる次世代の健全な社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下、「法」という)第2条の別表 に掲げる活動のうち、次に掲げるものを行う。
  - 別表(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - 別表(2)社会教育の推進を図る活動
  - 別表(10)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - 別表(12)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - 別表(13)子どもの健全育成を図る活動
  - 別表(19)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 生命(いのち)の学びに関する支援事業
- ② 子育ての悩みに関する支援事業
- ③ 子ども・家族支援に関する相談・研修事業
- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事

### 第2章 会 員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、本法人の事業を援助する個人又は団体

(入 会)

- 第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込み書に必要事項を記載して、代表理事に提出し、代表理事はその者が第6条に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。
- 2 代表理事は、会員の入会申込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、入会金及び会費を納入する。
- 2 入会金及び会費の額は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
  - (2) 退会届けを提出したとき
  - (3) 会費を1年以上滞納し、今後においても納入の意思がないものと判断されたとき
  - (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、 理事総数の3分の2以上 の議決により、これを除名することができる。

ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は法人の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役 員

(役員の種別)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上 12名以下
  - (2) 監事 1名以上 2名以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 代表理事1名、副代表理事3名以内を置くことができる。
- 4 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。
- 5 それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並び にその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第14条 代表理事はこの法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 もし、代表理事又は副代表理事に事故があるとき、もしくは代表理事又は副代表理事が欠けたときは、代表理事が あらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終 結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その理事に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
  - (3) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### 第4章 総 会

(種 別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業報告及び活動決算報告の承認
  - (5) 役員の選任及び解任
  - (6) 理事会から付託された事項
  - (7) その他、運営に関する重要事項

(開 催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

- 第23条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開か なければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
- 4 総会における正会員の議決権は、会費の口数に関わらず1会員1票とする。

(表決権等)

- 第27条 正会員の表決権は平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員 を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合におけるこの規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数
  - (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに 署名押印しなければならない。

### 第5章 理事会

(構 成)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。但し、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。 (理事会の権能)
- 第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき (招集)
- 第32条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、 少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議 決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。
- 3 前項の場合におけるこの規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の総数、出席者氏名
  - (3) 出席した理事の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人1名以上が、議長とともに 署名押印しなければならない。

# 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第42条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。
- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

- 第44条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第45条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

- 第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月
  - 31日に終わる。

### 第7章 事務局

(設置)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第48条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
  - (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

### 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の 議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。 (残余財産の処分)
- 第51条 この法人の解散のときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げ

る者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

# 第9章 雑 則

(公 告)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(委 任)

第53条 この定款の施行に必要な細則は、理事会において別に定める。

### 附則

1 (施行目)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

正会員 (個人) 年会費 一口 10,000円 (学生は 5,000円)

(団体) 年会費 一口 10,000円

賛助会員(個人) 年会費 一口 5,000円 (学生は3,000円)

(団体) 年会費 一口 10,000円

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成21年7月31日までとする。

この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。

代表理事 宮口智恵 副代表理事 足立泰代 副代表理事 川本いづみ 理事 秋本理津子 理事 髙尾千秋 理事 伊藤篤 理事 岡本正子 理事 才村眞理 理事 藤岡淳子 理事 森本志磨子

監事 朴木佳緒留

- 4 (設立初年度の事業計画及び予算)
  - この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。

定非営利活動法人 チャイルド・リソース・センター 設立代表者 宮口智恵